



2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O (最 高 執 行 責 任 者) 新 里 雅 則
(コー ド 番 号 : 4320 東 証 ス タ ン ダ ー ド 、 札 幌)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
(T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

会 社 名 S K - 0 3 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 今 井 良 典

SK-03 株式会社による株式会社CEホールディングスの株式（証券コード 4320）

に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

SK-03 株式会社は、本日、株式会社CEホールディングスの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、SK-03 株式会社（公開買付者）が、株式会社CEホールディングス（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 8 月 5 日付「株式会社CEホールディングスの株式（証券コード 4320）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

2026 年 8 月 5 日

会 社 名 SK-03 株式会社

代表者名 代表取締役 今井 良典

株式会社C Eホールディングスの株式（証券コード 4320）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

SK-03 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）本則市場（以下「札幌証券取引所本則市場」といいます。）に上場している株式会社C Eホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社C Eホールディングス

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2026 年 8 月 6 日（木曜日）から 2026 年 9 月 17 日（木曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,650 円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数 10,486,037 株

買付予定数の下限 4,968,300 株

買付予定数の上限 一株

（6）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

（7）決済の開始日

2026 年 9 月 29 日（火曜日）

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として 2026 年 6 月 9 日に設立された

株式会社です。本日現在、公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する自己株式を除きます。）はSK-02 株式会社（以下「公開買付者中間持株会社」といいます。）によって、公開買付者中間持株会社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者中間持株会社が所有する自己株式を除きます。）はSK-01 株式会社（以下「公開買付者最終持株会社」といいます。）によって所有されております。本日現在において、公開買付者最終持株会社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者最終持株会社が所有する自己株式を除きます。）は、株式会社日本企業成長投資及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「日本企業成長投資」といいます。）が投資関連サービスの提供を行う投資ファンド（以下「NIC ファンド」といいます。）により所有されております。本日現在、日本企業成長投資、公開買付者最終持株会社、公開買付者中間持株会社及び公開買付者は、いずれも対象者株式を所有しておりません。

日本企業成長投資は2017年に設立され、主にNIC ファンドに対して投資関連サービスの提供を行う独立系サービスプロバイダーです。日本企業成長投資は、NIC ファンドに対して投資関連サービスの提供を行い、NIC ファンドは、日本の優れた企業及び事業の一層の飛躍と永続のため、「成長」を主眼とした「企業に寄り添うコンサルティング型」の投資を行っております。投資後はNIC ファンドによる資金提供に加え、日本企業成長投資の有する経験・知見に基づく経営支援、同社のネットワークを活かした経営人材の派遣など、個社毎のニーズを踏まえた事業サポートを提供しております。NIC ファンドは、ヘルスケア、IT・ビジネスサービス及びコンシューマーの3領域に特化し、投資及び経営支援を行っており、日本企業成長投資はその設立以来、当該投資に関する投資関連サービスの提供を行っております。NIC ファンドは、ヘルスケア領域では11社に投資及び経営支援を行っており、医療法人の運営支援や業界再編型の追加買収の実現等の実績があります。また、NIC ファンドは、IT・ビジネスサービス領域では4社に投資及び経営支援を行い、S I e r 事業（注1）におけるオペレーション改善や業界再編型の追加買収の実現等の実績があります。

（注1）S I e r（エスアイヤー）事業とは、企業や官公庁などの顧客に代わって、業務に必要な情報システムを設計・開発し、その導入から運用・保守までを一貫して担う事業です。

今般、公開買付者は、2026年8月5日、対象者株式を非公開化することを目的として、東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを2026年8月6日から開始することを決定いたしました。

本取引は、以下の各取引により構成されます。

（i）本公開買付け

（ii）本公開買付けの成立を条件として、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日に、公開買付けを実施することなく対象者の筆頭株主（注2）であり、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）である杉本恵昭氏（以下「杉本氏」といいます。）から本譲渡株式（1,450,800株、所有割合（注3）：8.70%。以下に定義します。）を取得する並行買付け（以下「本並行買付け」といいます。）

（iii）会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本株式併合に関する決議の承認後に対象者が実施する本自社株公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）を実施するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした対象者の完全子会社1社による対象者に対する配当の実施（以下「本対象者グループ内配当」といいます。）

（iv）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、対象者による、
①対象者の第4位株主であるUH Partners 3投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である11,500株、②対象者の第5位株主であるUH Partners

2 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900 株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である 11,400 株、③対象者の第 6 位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が本日現在所有する対象者株式（1,079,600 株、所有割合：6.47%）の全て、④対象者の第 7 位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700 株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である 9,600 株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している対象者株式の全てである 40,800 株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る期間の満了日の 10 営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定です。）の全てを合計した 1,152,900 株（所有割合：6.91%）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥対象者の第 3 位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000 株、所有割合：7.20%、以下「NEC」といいます。）が所有する対象者株式の全て（以下「NEC 所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数 1,079,600 株。本信託契約解除が行われた場合には 1,120,400 株）、株式会社 UH Partners 2（以下「(株) UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数 11,400 株）、株式会社 UH Partners 3（以下「(株) UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数 11,500 株）及び株式会社 エスアイエル（以下「(株) エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数 9,600 株）となる予定です。

また、NEC については、対象者株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日として伝達した 2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、本日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しております。

- (v) 本公開買付け、本並行買付け及び本自社株公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本自己株式取得応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA 株式会社（以下「HTIO」といいます。）（注 4）のみとすることを目的として対象者が会社法第 180 条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）
- (vi) 本株式併合の効力発生後に対象者が HTIO が所有する本自己株式取得応募合意株式の全てを自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注 5）するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした①対象者による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び②会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注 6）
- (vii) 本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得

なお、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について本自己株式取得ではなく本自社株公開買付けへ応募をする理由につきましては、上記 (iii) のとおり本対象者グループ内配当による対象者における分配可能額の増額を予定しているものの、対象者の完全子会社において必要な現預金の金額を

踏まえて実施することが可能な本対象者グループ内配当の金額には限度があることから、そのみでは①本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）、②本自己株式取得応募合意株式及び③NEC所有株式の全てを取得するだけの分配可能額を確保できない見込みであることから、これらの株式の一部については、対象者株式の非公開化後に、本第三者割当増資を実施の上、本自己株式取得により取得する必要があるところ、上記のとおり、各本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が所有することとなる本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）の数はそれぞれ僅少であり、本株式併合後に株主として存続させることが困難である可能性があるためです。なお、対象者の一般株主の皆様は、本公開買付け及び本自社株公開買付けのいずれにも応募することが可能です。

（注2）対象者の株主の順位に関しては、対象者が2026年5月8日に提出した第31期半期報告書に記載された2026年3月31日現在の大株主の順位を元に記載しています。以下、株主の順位の記載について同じです。

（注3）「所有割合」とは、対象者が2026年8月5日に公表した「2026年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（17,039,400株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（363,863株）を控除した株式数（16,675,537株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注4）株式会社光通信の連結子会社であるHTIOは、本日現在、対象者株式を直接所有していませんが、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルに出資を行っている無限責任組合員です。下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、HTIOは、本自己株式取得応募合意株式の全てを所有することとなる予定です。

（注5）本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり1,501円。）は、公開買付者が合理的に設定した前提条件において、①法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、②仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（1,650円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額として計算される金額と実質的に同等となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを公開買付者として企図しています。

（注6）本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主であり、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）である杉本氏（所有株式数：1,648,600株、所有割合：9.89%）との間で、その所有する対象者株式のうち、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式197,800株を除く1,450,800株の全て（以下「本譲渡株式」といいます。）について、1株当たりの譲渡金額を本公開買付価格を下回る金額である1,600円として、公開買付者に譲渡する旨の契約を2026年8月5日付で締結しております。

加えて、公開買付者は、対象者の第4位株主であるUH Partners 3（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%）、対象者の第5位株主であるUH Partners 2（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%）、対象者の第6位株主である光通信（所有株式数：1,079,600株、所有割合：6.47%）、対象者の第7位株主であるエスアイエル（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%）、並びに株式会社光通信の連結子会社である（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIO（注7）（以下、UH Partners 3、UH Partners 2、光通信、エスアイエル、（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIOをあわせて、「光通信グループ」といいます。）の各社との間で、2026年8月5日付で非公開化協力契約（以下「本非公開化協力契約」といいます。）を締結し、

光通信グループが本日現在所有する対象者株式の全て（所有株式数：4,349,000株、所有割合：26.08%）及び信託譲渡対象株式（所有株式数：40,800株、所有割合：0.24%）のうち、（i）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について、（a）本公開買付けに応募しないこと（三井住友信託銀行に対して応募する旨の指示を行わないことを含みます。）、（b）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること（信託譲渡対象株式に関する議決権行使を除きます。）、（c）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募すること、（ii）①UH Partners 3が本日現在所有する対象者株式の一部である1,133,800株、②UH Partners 2が本日現在所有する対象者株式の一部である1,121,200株及び③エスアイエルが本日現在所有する対象者株式の一部である949,500株を合計した3,204,500株（以下「本自己株式取得応募合意株式」といい、本自己株式取得応募合意株式を所有する光通信グループを「本自己株式取得応募合意株主」といいます。なお、下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、本自己株式取得応募合意株主はHTIOとなる予定です。）について、（a）本公開買付け及び本自社株公開買付けに応募しないこと、（b）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、（c）本株式併合の効力発生後の2027年1月中旬頃に対象者が実施する予定の臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本減資等を行うことに関連する各議案に賛成すること、（d）本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後の2027年1月中旬以降に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて本自己株式取得応募合意株式を売却することに合意しております。（注8）

（注7）株式会社光通信の連結子会社である（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIOは、本日現在、対象者株式を直接所有しておりません。ただし、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは対象者株式9,600株を、（株）UH Partners 2は対象者株式11,400株を、（株）UH Partners 3は対象者株式11,500株を、HTIOは本自己株式取得応募合意株式の全てをそれぞれ所有することとなる予定です。

（注8）UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが本日現在所有する対象者株式のうち、本現物分配の対象となっていない、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及び本自己株式取得応募合意株式以外の対象者株式（32,400株）については、非公開化協力契約上、本基準日時時点で当該対象者株式を所有している予定であるUH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルとの間で、当該対象者株式について本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使する旨の合意を行っていることを除き、その取り扱いについて光通信グループとの間で合意を行っておりません。

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、（i）本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する対象者株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2及び（株）UH Partners 3に対して、（ii）本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しております（注9）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは対象者株式9,600株（所有割合：0.06%）を、（株）UH Partners 2は対象者株式11,400株（所有割合：0.07%）を、（株）UH Partners 3は対象者株式11,500株（所有割合：0.07%）を、HTIOは対象者株式3,204,500株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定です。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、対象者の株主を公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものです。

（注9）本現物分配はいずれも、本現物分配を実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号、令第9条）に該当するものの間で実施されることから、法第27条の2第1項

但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けています。

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月6日に提出する公開買付届出書及び2026年8月5日に対象者が公表した「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

3. お問い合わせ先

＜報道関係者からのお問い合わせ先＞

SK-03 株式会社 広報担当：パスファインド株式会社

電話番号：03-6721-5153

＜投資家その他からのお問い合わせ先＞

電話番号：03-6206-3031（代表）

以上